

大阪広域水道企業団議会の弔事対応に関する申し合わせ(案)

大阪広域水道企業団議会における弔事の対応について、以下のとおりとする。

1 弔事の対応

弔電によることとする。

2 対象

弔電に係る経費を公費により支出できる場合は、企業団議会議員、その配偶者及び1親等血族の死亡とする。

3 名義

議長と副議長の連名とする。

4 事務の所管

弔電に係る事務は、議会事務局において行うものとする。

5 その他

本申し合わせにより難しい場合は、議長が決定するものとする。

6 適用

本申し合わせは、平成 26 年〇月〇日から適用するものとする。